

## 国民健康保険 能美市立病院 居宅介護支援事業所 重要事項

事業所名	国民健康保険 能美市立病院 居宅介護支援事業所	
事業所種類	居宅介護支援	事業所番号：1712310265
所在地	石川県能美市大浜町ノ 35 番地 1	
連絡先	TEL：0761-55-0598 FAX：0761-55-0776	メールアドレス：nomihp-kyo@po.incl.ne.jp
管理者	中屋 裕朗	
事業の目的	当事業所が行う居宅介護支援事業が適正に行われるよう運営規定を定め、当事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者などに、適切な居宅サービス計画等を提供します。	
運営方針	利用者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況や環境に配慮し、介護の種類や内容などを定めた計画を作成します。また、その計画に基づく介護サービスが確保されるよう、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を図ります。サービス事業者の選択、推薦については利用者やご家族の希望を踏まえ公正・中立に行います。事業の実施にあたっては、関係機関との密接な連絡を図り、総合的かつ効率的なサービスが提供されるよう配慮します。	
職員の職種・員数	管理者 1 名（介護支援専門員と兼務） 介護支援専門員 5 名（うち主任介護支援専門員 2 名）	
職務内容	居宅介護支援事業	
勤務体制	雇用契約にて定められた勤務時間帯での勤務	
営業日 営業時間	月曜日～金曜日（土・日・祝祭日及び 12/29～翌年 1/3 までは休業） 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分	
サービス内容	1. 介護サービス計画の作成 2. 指定居宅介護サービス事業者との連絡調整 3. 介護保険施設への入所に向けた紹介等	
通常の実業実施地域	能美市・白山市（旧美川地区）・小松市（安宅・板津圏域）	
緊急・事故発生時の対応方法	発生、状況に応じて、報告、連絡、相談や、対象者の状態により速やかに救急搬送など適切な対応を行います。	
権利擁護・虐待防止	定めた虐待防止のための指針に即して虐待対応責任者を選定し、虐待防止を啓発、普及する為の研修を実施しています。また、虐待と思わしき状況においては、各地域包括支援センター及び行政機関への相談、協力を行います。	
ハラスメント対策	従業員に対してハラスメントに対する対応、研修等を行います。ハラスメントが行われた場合は事実確認と共に対応を行います。	
身体的拘束等の適正化のための指針	定めた身体拘束防止の為の指針に即して対応を行います。原則身体拘束は行いません。	
苦情相談窓口	国民健康保険能美市立病院 別館 1 階 居宅介護支援事業所（担当：中屋）	
利用料金	1. 要介護 1, 2 10, 860 円/月 2. 要介護 3, 4, 5 14, 110 円/月 ※特定事業所加算や初回加算等各種加算にて利用料金が増加します。 ※加算含め利用料は介護保険から全額支給される為、利用者負担はありません。	
その他運営に関する事項	特になし	
その他の費用	特になし	
サービス利用の留意点	ご利用者に対して、当事業所の責任において賠償すべきことが起こった場合は、当事業所はご利用者に賠償いたします。能美市情報公開条例に基づき、事業運営等に関する情報を公開しています。	